資料１２

平成 17 年 10 月 13 日
米子市総務部行政改革推進室

定員適正化及び民間移管、民間委託等推進計画の策定方針について

1　定員適正化

(1)　定員適正化の目標

ア　定員適正化計画期間（平成１７年度から平成２１年度）において、退職者の一部不補充により、５４人程度の人員を削減する。

※参考　集中改革プラン（平成１７年度～平成２１年度）との整合 ・集中改革プランにおける目標数値　　「△４３人、マイナス 4.6％以上」 ・この度の定員適正化計画の目標数値　「△５４人、マイナス 5.9%」

イ　長期的には、平成２６年度までの１０年間で、退職者の一部不補充により、概ね１５％（１３９人程度）の人員を削減する。

(2)　採用予定

ア　平成１８年度から平成２２年度までの間については、総数１２人程度の採用を行うが、職種別の採用人数及び採用の時期については、適宜、見直しを行う。
　なお、この期間における技能労務職員の採用は、凍結する。

イ　長期的には、平成２６年度までの１０年間で、３７人程度の採用を行う。

2　民間移管、民間委託等の推進

(1)　民間移管等の方針

項　　目	方　　針
市営葬儀事業	平成１８年度を目途に事業を廃止する。葬祭員については、一般事務への職種転換を図る。
公立保育所等運営事業	公立保育所については、平成１７年度中に保育行政のあり方を検証し、平成１８年度を目途に民間移管等推進計画

	（少子化に伴う統廃合を含む）を策定する。なお、保育所の調理業務のあり方についても併せて検討することとする。 　あかしやについては、当面、直営とするが、障害児養育システムが充実し、民間において同様のサービスが提供可能となった段階で、民間移管を検討することとする。
庁舎管理業務	「建築物環境衛生管理技術者」の資格を有する職員が配置できる間は、直営とするが、将来的には、民間委託を実施する。
公用車（あかしやバスを含む）運転及び維持管理業務	平成１９年度以降、概ね３年を目途に、民間委託を実施する。
分別収集業務	平成１９年度を目途に分別収集業務のあり方（環境政策課及び環境事業課を再編を含む）を見直すとともに、民間委託を拡大する。
学校施設管理業務	平成１９年度以降、概ね３年を目途に、非常勤職員の配置による業務運営に切替える。学校主事については、一般事務への職種転換を推進する。
学校給食運営業務	当面、調理員の退職不補充による正規職員と臨時職員の割合の見直しを図り、事業の効率化を推進する。将来的には、民間委託を実施する。
市民体育館等管理運営業務	平成１９年度に指定管理者制度を適用する。
公園管理業務	平成１９年度を目途に、事務事業の見直しを行い、管理人による管理から一般事務職員又は技師による管理に切替える。

(2)　技能労務職員の処遇

民間委託等の推進に伴う技能労務職員の処遇については、平成１９年度から概ね３年を目途に一般事務職への職種転換を図る。職種転換の募集は、平成１８年度中に一括実施する。